

(様式第1-1号 甲号)

★申請部数

様式第1-1号(甲号、乙号)正本1部必要です。

★記載注意

- 譲受人等の「国籍等」及び「在留資格又は特別永住者」は、所有権移転の場合にのみ記載します。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載します(農地所有適格法人以外の法人への例外的な所有権移転の場合は記載不要)。

外国人については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者。3月以内、又は短期滞在の在留資格が決定された者等以外の者)の場合は在留資格を、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者)の場合はその旨を併せて記載します。

法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載します。

- 当事者(譲受人等及び譲渡人等)が連署してください。例外として単独申請できるのは次の場合です。

(1) 競売、公売、遺贈その他の単独行為

(2) 確定判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停成立、家事審判の確定又は調停成立

- 譲受人等、譲渡人等が複数いてこの欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で添付します。

この別紙は甲号の一部となるため、必要部数は甲号の部数と同じ。

譲受人等が複数の場合は、持分を記載すること。

- 登記上の所有者が死亡している場合は、原則として申請前に相続登記を行い、譲渡人と登記上の所有者を一致させてください。申請時まで登記することができない場合は、申請者が真正な権利者であることを証する書面(戸籍、除籍、原戸籍の謄本及び遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等)を添付してください。なお、戸籍、除籍、原戸籍の謄本については、法務局(登記官)が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができます。

また、住所等が登記簿の記載と異なるときは、戸籍の附票又は住民票の写し等((登記上の住所から現住所までの変遷のわかるもの)を添付してください。

- 未成年者の場合は、未成年者の氏名の下に親権者名を記載し、親権者であることを証する書面(戸籍謄本等)を添付してください。

- 代理人が申請する場合は、代理権限を証する委任状(委任事項を特定したもの)及び、必要に応じて、譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付してください。

- 例)「所有権」を「移転」、「賃借権」を「設定」、「使用貸借による権利」を「設定」等

1 「面積(m²)」は登記簿の面積を記入してください。

「備考」は、次の場合記載してください。

登記上の所有者と現在の所有者が異なる場合、登記上の所有者を記載してください。

2 「土地の引渡しの時期」は実際の予定日又は「許可後」、「許可後○日後」等と記載してください。

(様式第1-1号 乙号)

★記載注意

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲渡（賃貸）事由例：後継者が会社勤めをしており労力不足により耕作困難なため
自宅から遠距離で耕作困難なため
後継者へ生前一括贈与するため 等
譲受（賃借）事由例：経営規模を拡大し水稻を耕作するため
既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため
贈与を受け経営するため 等

次の場合は、その旨及び事業内容等を記載してください。

- (1) 民法第269条の2第1項の地上権又はこれと性格を同一にするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を取得する場合当該事業又は施設に関する計画の概要。
- (2) 農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合その農地等に係る受託農業経営事業の内容。
- (3) 農地法施行令第2条第1項各号に掲げる事由に該当して農地等の権利を取得する場合当該事業又は施設を必要とする理由及び当該事業又は施設に関する計画の概要。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

「権利を設定又は移転の時期」は、実際の予定日のほか「許可後」、「許可後○日後」等記載してください。

水田裏作を目的とするための権利の設定の場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を別紙にて記載してください。

5 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供しているものを記載してください。

なお⑤は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。

「非耕作地」③、⑥、⑩は、不耕作地等その所有者及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを記載します。

「譲渡人等」については農業委員会が必要と認めた場合に記載してください。

「非耕作地」③、⑥に記載したものについて、その状況・理由として、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載します。

例) 「～であることから条件不利地である」

「賃借人〇〇が体調不良のため休耕している」

「～のため〇年間休耕中である」等

「所有・借入の別」は所有地又は借入地に○印を記入してください。

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員（構成員）等の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依存の状況。

世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

「農作業経験」は農作業歴〇年、農業技術修学歴〇年等を記載します。

「備考」は、農作業に常時従事する期間（その期間必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあること）を、「〇月～〇月」と記載します。

「農作業従事日数」は、新規就農者の場合、農地の権利取得後に見込む日数を記載します。

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況

現に使用しているものについて記載する。

大農機具とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。

家畜とは、牛、豚、鶏等を指す。

リースによるものは（ ）書きで記載してください。

導入予定のものについては自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについて記載してください。

9 信託契約の内容

農業協同組合や農地保有合理化法人の信託事業に該当する場合は有に○です。

10 転貸が認められる場合への該当の有無

転貸による権利の取得が有の場合は、別紙1の2を記載して添付します。

11 周辺地域との関係

既に地域で行われている集落営農や担い手への農地集積等の取組、水利調整、農薬の使用方法、集落が一体的に生産に取り組んでいる特定の品目に係る共同防除等の営農活動への影響を記載してください。

12 その他参考となるべき事項

区分地上権等が設定される場合、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び付近の農地、採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整状況を記載してください。

（「5」から「11」までの記載は不要。）